

## 福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成29年12月13日（水） 午前10時00分～午前11時32分  
（休憩 午前10時58分～午前11時08分）

会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

2 番 神谷 利盛、 7 番 柴田 耕一、 8 番 幸前 信雄、  
1 1 番 神谷 直子、 1 2 番 内藤とし子、 1 4 番 鈴木 勝彦、  
1 5 番 小嶋 克文  
オブザーバー 議長

### 2. 欠席者

な し

### 3. 傍聴者

1 番 杉浦 康憲、 3 番 柳沢 英希、 4 番 浅岡 保夫、  
6 番 黒川 美克、 1 3 番 北川 広人、 1 6 番 小野田由紀子  
市民 2 名

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、  
企画部長、人事G L、総合政策G L、総合政策G 主幹、  
福祉部長、地域福祉G L、保健福祉G L兼生涯現役まちづくりG L、  
介護保険・障がいG L、福祉まるごと相談G L、  
介護保険・障がいG 主幹、  
こども未来部長、こども育成G L、文化スポーツG L、  
学校経営（教育センター）G L、学校経営（教育センター）G 主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第64号 高浜市職員定数条例の一部改正について
- (2) 議案第65号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第66号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について
- (4) 議案第67号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
- (5) 議案第68号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
- (6) 議案第69号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第6回）
- (7) 議案第72号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）
- (8) 議案第75号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- (9) 議案第76号 高浜市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (10) 議案第77号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (11) 議案第78号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第7回）
- (12) 議案第79号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）
- (13) 議案第80号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）
- (14) 議案第81号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第4回）
- (15) 議案第82号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- (16) 議案第83号 平成29年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）

- (17) 陳情第12号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情
- (18) 陳情第14号 刈谷豊田総合病院高浜分院の移転新築に関する覚書の破棄および協定書の締結をしない事を求める陳情

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可しましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

### 市長挨拶

委員長 去る12月8日の本会議におきまして当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案16件、陳情2件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件につ

いては、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷利盛委員を指名いたします。

それでは、当局の方から説明を加えることがあれば願います。

説（企画部） 特にございません。

《質 疑》

（１）議案第64号 高浜市職員定数条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第64号の質疑を打ち切ります。

（２）議案第65号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第65号の質疑を打ち切ります。

（３）議案第66号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

## 質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第66号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第67号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(8) 1点確認したいんですけれども、この条例っていうのは、9月に補正を出された、教室が足りないっていうことで出されたやつに関連していることだと思うんですけれども、9月の定例会に出さずに、どうして12月に出てくるのか、なんでこうなっているのかというのを知りたいんですけれども。

答(文化スポーツ) 本来でございましたら、改修工事費の補正予算とセットで上程すべきでございましたけれども、改正の手續のほうを見落としていたということがございまして、工事が本格的に始まる前のこのタイミングで上程をさせていただきました。

問(8) ちょっと嫌な言い方しますけれども、検討不足の状態で補正予算だとか、そういうものを出されているっていうふうに聞こえるんですけれども、そういう理解でよろしいですか。

答(文化スポーツ) 予算については検討不足ということではございませんけれども、教育委員会との少し調整のところ少し不足していたということでございます。

問(8) あとでも、同じようなことが出てくるんですけれども、要はなんかやったときに関連するものをセットで出してもらわないと、これ検討に値しないんで。例えば、これがばらばらに出てくると、タイミングが違っていると、前のやつの話がどっかに飛んじゃうんで。こちらで否定されたら、これ補正の部分はどうするつもりなんですか。

委員長 答弁をお願いします。

答(こども未来部) 確かに予算と条例というのは、委員がいつも言われているように同じ時期に出すということは、これは鉄則でございます。

今回につきましては、先ほどリーダーが申しあげましたように、教育委員会との、連携がうまく取れていなかったということで、これは大変申し訳なく思っております。今後、このようなことがないように気を付けますのでよろしくお願いいたします。

問（８）　今回はいいんですけれども、逆に、だけど、こちらは飛んじゃうと、前のことが飛んじゃうんで、こういうことがあったというのを説明のときに入れていただかないと、分かれて出てきてもわからないんで、そういうことをちょっと御配慮お願いしたいと思います。

委員長　ほかに。

問（１２）　今の件ですが、コンピューター教室を普通教室に改修することになりますと、それまであったコンピューターというのは、どこへいくのか。そういう点ではどのようにされるのかお示してください。

答（学校経営）　港小学校につきましては、今年度、緊急通報装置、ほかの学校で言いますとインターホンの代わりになるものを整備させていただいておりますが、その関連で小学校内の校舎の中であれば、どこでもパソコンが使える環境が整いましたので、普通教室におきましてもパソコンが使えるという環境が整っています。

問（１２）　それまでのコンピューター教室というのは、そのコンピューターが使えるというのは分かるんですが、何台かコンピューターが置いてあるのではないかと思うんですが、その点はどのようになるんでしょうか。

答（学校経営）　港小学校におきましては、昨年度、タブレット型パソコンを導入させていただきまして、今まで従前のようなデスクトップ型ではありませんので、持ち運びが可能になっております。それで必ずしもパソコン教室でなくても、今はパソコンを普通の教室に持って行って使うことも可能になっております。

委員長　ほかに。

質　疑　な　し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第67号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第68号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について  
委員長 質疑を行います。

問(14) 幼稚園の授業料徴収条例の一部改正ということですがけれども、授業料に影響があるのか、お聞かせ願いたいと思います。

答(こども育成) 今回の主な改正内容につきましては、国のほうが進めております段階的無償化に伴う制度改正に今後速やかに対応できるようにしてまいるための減免額の規定を規則委任をするといった内容でございます。減免額を規定している現在の条例上の別表を現行のまま、規則で規定することといたします。従いまして、減免額が今回の改正で変更になるというものではございませんので、影響は特にございませぬ。今後は、国の動向を踏まえて適切な時期に規則改正ができるようにしてまいります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第68号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第69号 平成29年度高浜市一般会計補正予算(第6回)  
委員長 質疑を行います。

問(8) 補正予算書の50ページ、2款1項12目、企画費の中の地方創生推進交付金事業、LPWAネットワーク実証モデル事業説明会等の事業の内容を新規で示されていると思うんですがけれども、具体的に専門的な話になりますけれども、どの周波数帯を使うんですか。基本的に周波

数というのは特性があるんで、事業として、今、携帯だとか大量のデータのやりとりするところの周波数帯が、今、総務省が携帯とか全部に割り当てちゃって、空いているところというのは、そういうところは空いていないはずなんですけれども、どういうところが割り当てられているんですか。

委員長 答弁を求めます。

答（総合政策） 確かに周波数帯は、いろいろあります。今回LPWAという方式の通信技術を用いるわけでございます。今まで携帯だとか、wifiだとか、Bluetoothだとかいろんな通信形態がございまして。

今回、LPWAという、そういった通信帯では全くなくて、Low Power Wide Area（ローパワーワイドエリア）というふうで、全く新しい技術で行います。そのLPWAの中にもいろんな通信技術がございまして。委員の言われるように総務省の通信許可が要るもの、要らないもの、さまざまなものがございましてけれども、総称してLPWAというネットワーク帯を使って、今回通信をさせていただく予定でございまして。

問（8） 私の知る限りでは、今回割り当てられている周波数帯というのは、先ほども言いましたけれども、大容量のデータを送るのが不得意で、基本的に電波の特性として、障害物を回り込む機能。これは、今、携帯とかあの辺が使っているよりは、障害物を避けて相手に届ける。この機能には優れているんですけれども、今、言いましたように、少量のデータしか送れないということは、アプリケーションの開発上でいうと、フロントとこっち側の受ける側、それなりのアプリケーション、要は受ける機能と、これを人間が見て判断できる、そういうものに加工をする処理をする必要が出てくるんですよね。

その周波数帯を使って、新規の事業というのは、具体的に何があるんですか。要は、高浜市にとって、メリットが何があるか知りたいんです。

答（総合政策） 議員、言われるように、その対応デバイスというんですが、そういったものは、本当に携帯のような動画を発信したいとかそういった技術ではなくて、本当に微弱な、要は、感知したとか感知していないだとか、そういったものの微弱で、すごく小さなデータ容量をや

りとりする、そういった技術でございます。

ただし、そういった大容量ではないので、Low Power（ローパワー）ということで、消費電力の少ないものを想定してございます。先ほど議員が言われたようにパックデータですね、そういった微弱な電波を受けて、それを加工して、計算処理して、それを対応のパソコンだとかスマホだとか、そういったところに返していく、そういった技術がこのLPWAネットワークという技術でございます。どういうふうにご利用していくのかというところでございますけれども、いろんな活用方法がございます。

総括質疑のほうで藤枝市が先行してやっておりますけれども、例えば、飲食店の待合のシステム、こういったものに、椅子のところにそういったデバイスをくっつけてまして、人がいる、いないという判断をそういったデバイスの判断することによって、そういった情報を受けて、いろんな処理をして、携帯電話といった端末にこの席は今、空いていますよだとか、例えば、そういった活用方法が考えられるというところでございます。

問（８） よくわからないんですけれども、要は、逆に言うと、それって、現実をそのまま見せたほうがわかりやすいですよ、今のお話だと。通信技術っていうのは、日進月歩変わってくるわけじゃないですか。これ、飛ばすデータなんて、受ける側の処理能力、これによって左右されるんで、ここが変わってしまえば、要は、使い道がないという可能性だってあるんですよ。そういうリスクがあるんですよ。

そういう、いろいろ条件があって、使い勝手の悪い周波数帯をわざわざ使ってまで事業をやるなんてことは、要は、今投資して本当に使えるのかどうか。逆に言うと、その今の携帯の使っているところのそこところに、技術が発達して大量のデータを大量に通せるようになれば、使い道がなくなるように思えてしょうがない。そういうリスクっていうのは、どういうふうにご覧になってみえるんですか。

答（総合政策） 総務省の29年度情報通信白書によりますと、世界中のもの、さまざまなものがインターネットに繋がると、そういう時代が来

るというふうで予測をしております。いわゆるLPWAも含めたIoTデバイスの数というのは、2015年の154億個から、2020年には約300億個と、2倍に規模が拡大する見通しでございます。そういった中において、IoTを支える通信技術として、このLPWAという表現を通信白書では使っております。こういったLPWAが普及されるとされていて、LPWAに対応した機器の台数は2021年には3.8億個に達しまして、LPWAを使った接続の売上高は約10億ドル、現在の約10倍以上の規模になると見込まれてございます。既に、実はフランスでは、全土でLPWAのネットワークが構築されております。アメリカでも、順次導入されております。今後、アジア、太平洋地域に普及するというふうで予想がされている技術でございます。

問（8） あくまで予測ですよ。今言ったのは、リスクに対してどう対応するかということを知っているんですよ。これ見ていると、市費、要は一般会計から、高浜で住民の方からいただいた税を投入するわけですよ。これ何年間でどれぐらいになるかっていうのは、予測があると思いますけれども。それを投入して、それだけの見返りがあるっていうことが、この資料では、理解できないんですけれども。

もっと言うと、これだけのお金を投入するのであれば、逆に言ってね、学校教育でタブレットという話も出ていますよね。そういうところに投入したほうがいいんじゃないかというふうに思えるんですけれども、そういう議論って、執行部の中で話されているんですか。

答（総合政策） 特にこの市単で、市の税を投入してやるべき背景をちょっと御説明させていただきたいと思います。

本市の課題としまして、三州瓦の販売枚数の減少、これに伴い現れているように、雇用機会の減少がございまして。あとは、自動車産業への過度な依存、こういったものが課題となっております。一般質問で2番議員が言われましたEVシフト、こういったものだとかりーマンショックのような経済危機、経済不況が起きた場合には、本市の財政状況が受ける影響として多大なものが影響されると思います。

また、本市の創業比率でございまして、全国平均が6.33に比べ

まして、実は5.06と低く、特に若い創業者として、30代の経営者割合が、全国の4.7%に対して本市では1.3%と非常に低い状況でございまして、新たな産業が生まれにくい状況、こういった状況になってございます。

こうした中で、LPWAという東京にも大阪にも名古屋にもない、そこに高浜市が先行導入することによりまして、ICTの関連企業、こういったものが、高浜市のほうに来ていただけるということができるとはないかと。いずれは、本市の基幹産業になるように発展していただければというふうな期待が持てます。

一方でICT企業は、大きな工業団地は要りません。ですので、少ない投資で企業誘致と雇用創出が図られるというような期待がございまして。さらにIoTを活用して、地元企業とタイアップしながら、IoTの技術を検証していくことによって、地元産業の活性化も図られるのではないかとこのようにところが期待されます。

また、このタイミングというところ、なぜ投資をするかというところでございますけれども、行政では、これまでアシタのたかはま研究所の報告書にもありますように、将来の行政サービスのあり方、機械化、ICT化について触れてございます。その他、マイナンバーの活用だとかいろいろな人工知能の実証実験の参加など調査研究をこれまでやってきたところでございます。

そうした中で、今回ソフトバンクとの連携協定に至るまでに行った行政サービスのあり方に関する検討や、地方創生推進交付金の活用、そういったものが、技術的支援と金銭的支援が受けられる環境が整った今がチャンスと捉えまして、今回、この事業を提案させていただいたものでございます。

問（8） 今まで、この周波数帯を使ってこなかったのは、民間が使い勝手が悪いもんで、総務省に強烈に働きかけしなかった。で、今、通信業者が使っているところの帯域がいっぱいになってきたんで、で、やっこの帯域を使わせるということで、総務省が開放した。これが現実だと思います。これは調べていただければわかると思います。

現実的には、そういう動きをしていた。ということは、逆に冒頭でも

言ったように民間がね、幹になって中心になって動くのは今の携帯が動いている周波数帯。これは事業になって自分たちがね、収益を上げられる、そのために使っている。で、今回やるどころってというのは、どこをどう考えてもこれ幹にはなり得ないんですよ。要は主力にはなり得ない。そういうものを使って、事業として枝葉の部分をやってみてね、幹のところが太くなったら、枝葉はなくなりますよ。

もっと聞きたいんですけれども、どういうことを、要は民間のどういうところのことを調査されて、こういう事業をやっているってこういうことやられたのか、どういう調査されて、こういうことを出してきたのか。そここのところを知りたいんですけれども。

答（総合政策） 携帯電話が、このLPWAになれるかっていうと、そうではないと思います。先ほども、LPWAの特徴を申し上げましたけれども、通信速度は動画でも送れる、そういった太い回線と言いますか、大容量をやりとりするのではなくて、今回のLPWAというのは、少ないデータ量を長時間使える、これが魅力であり、売りがございます。そういったところは、携帯電話ではさすがにやれないと思いますので。

総務省も情報通信白書のほうで、今後、携帯のほうも5Gだとかいろいろ通信技術が上がっていく中で、一方でLPWAという、いろんなものがインターネットに繋がっていく技術が発展していくだろうというふうで、予測はされてございますので、そこは用途が全く違いますので、そこはLPWAという技術が今後、発展していくだろうというのは予定がされてございます。

例えば、この通信電力が少ないというところでいえば、携帯電話ですとしょっちゅう充電しなければならない。けれども、LPWAでは小さなボタン電池で数年もつので、それが24時間365日動作することによって、例えば河川の水位のシステムでございませうれば、マンホールの下にそういったシステムをつけることによって、水位が上がってくれば、そこで夜中であっても、そういったものを微弱な電波が受けて、そういったもので河川の水位の監視ができます。いろんな活用方法、これは携帯電話とかそういったものではなくて、そういったLPWAの技術を使ったも

のが、今後、いろいろ民間企業を通じてさまざまな用途の使い方というのが研究される、実証実験も含めてされると思いますので、そういった分野で、大手の企業がそういったところをいろいろ研究するのではなくて、小さな、今後はICT企業。大手ではなくて、もっと小規模なところの事業所がいっぱい出てきて、そういった技術の開発が進んでいくというような、将来を予測してございます。

そういった中において、行政がなぜやるのかというところですけども、行政はやっぱり市民ニーズがありますので、実際にそういった市民で困っているところをこのIoT、LPWAのシステムを使ってどういうふうに克服できるか、そういったところでノウハウと言いますか、ニーズを持っていますので、そこと民間企業と繋ぐ。そこで新たに、サービスが生まれる。そういったところで、行政の役割というところがあると思っています。ここ高浜市でやる意義があると思います。

問（８） 総務省さんがね、こういうふうになるだろうという予測はいいですよ、予測は。実際に使われるのは民間の企業。そこの調査をされたかどうか聞いているんで。要は、市場として本当にやってくれるところが出てくるかどうか。で、そのところが高浜市に対して、どういう形でメリットを還元してくれるか。

今、お話を伺っている中で、何かの情報を、こういうふうになっていますということをね。危ないですよっていう情報を飛ばしますと。それにしたって高浜の場合を考えると、この市域の中でアンテナ1本建てるほうが安いですよ。どう考えているのか。そういうことを考えてやられているのかどうか。どこに対して、高浜の何に対してメリットがあるかっていうのは、みんなぼーっとしていて、メリットあります、ありますって聞こえるだけで、じゃあその具現性っていうか、具体化したところが全然見えないんで。そういうところもあるし。

で、もっと言いたいのは、このタイミングで、公共施設でお金使っていきます、学校教育にお金を使わないといけません。そこで、このタイミングでどうして、この予算をとってやっていかないといけないのか。これ、高浜じゃなくたって、ほかの市町だってオッケーですよ。その

辺の理由が、なんで高浜で、今、このタイミング。一生懸命財調貯めて、将来の公共施設の建てかえに備えていきましようってやっているときに、出したものがどう返ってくるかわからないのに、どうしてこのタイミングで投資しようとするのか。これ、民間の経営者の感覚で言うとわからないんですけれど。

答（副市長） 今、委員のほうからいろいろ御指摘をいただきました。私どもも、できれば先行者利益を出したいということで、他の市町村よりも先駆けてまずやりたいということでありますが、おっしゃられるとおり、リスクはないというわけではないというふうには考えております。

ただ、今現在、人工知能だとかI o Tの関係においては、従業員が数十人から100人足らず、そんなような小さな企業であっても、高収益をたたき出す企業がどんどん生まれている。そういう現状もございます。私どもは、そういうような企業にまずもって実験的にやっていただいて、このまちで、事業を起こしていただければ幸いだと思っておりますが、そういうようなことで、リスクはいろいろありますが、この部分は、将来も考えた未来投資というふうに考えております。それで、できるだけ小さく産んで大きく育てたいと思っておりますが、その大きく育つときには、当然、民間の活力を生かしていただく、そのようでも進めてまいりたいと考えております。

問（8） そういう面でいうと、事業ってそうじゃない。民間企業でもそうじゃないですか。当初、こういう計画でやってみて、うまくいかないとしたら方向転換するんですよね。それは、これだと全然わからないんですよ。要は、どこまで投資して、どのタイミングでやっぱり、PDCAってよく言うじゃないですか。チェックして、だめだと思ったらやめないと。それが、これはずるずるずるずるいっちゃうっていうふうに見えるんですよ。その辺をどう考えてみえるのか。要は、1年やってみて、このレベルまでいきます。2年やってみて、このレベルまでいきます。こっだけ投資しました。だけど、これから投資していったいいもんかどうかっていうのは、どう判断されるんですか。

答（総合政策） 事業の見直しでございます。これは、総括質疑で答弁

させていただきましたけれども、当面、31年10月ごろ、32年度の予算を計上するまでには、こういったLPWAの地域創生交付金事業の成果をまとめまして、検証する必要があると考えてございます。その際には、当然、継続するかの判断でございますけれども、なるべく費用をかけず民間の投資を活用しながらぜひ、続けていくことによって、ICT企業の投資も当然生むと思っておりますので、そういったところ、今からもうだめだということではなくて、なるべく継続していけるように、そうすることによって行政サービス、こういったところの効率化、あとは雇用の創出、こういったものに繋がるんじゃないかというふうで考えております。

また、成果が不透明ということで、おっしゃるとおり、先ほど、副市長の答弁もありましたけれども、ICT技術というのはすごく進歩も進んでいます。すぐ陳腐化されることも予想もされます。正直、やってみなければわからないところもございます。

そういった中で、他の前例だとか、他の自治体の事例だとか、国の動向が今、決まった内容の事務をミスなく無駄なく処理すること、こういったことが多くの公務員の業務というふうで言われておりますけれども、公務員の本来の業務っていうのはやっぱり、未来に向けて新たな施策、こういったものを挑戦するっていうことも必要ではないでしょうか。

住民とともに、新しい社会をつくる。こういったことに対して、今回、国の地方創生交付金事業ということで、ICTで人の流れを呼び込み、未来の仕事と雇用を生み出すまちづくり推進事業が採択されてございます。こういったところで、国も地方創生、こういったものが図れるというふうで期待しておるということでございますので、ぜひこういった挑戦をさせていただきたいと思えます。

委員長 8番議員、そろそろちょっと、質疑をまとめていただければと思いますので、よろしく願いいたします。それと、当局ももう少し、的確に短く答弁をお願いいたします。

問（8） これ、住民のサービスに直結するようなもんじゃないですよ、やっている内容が。だから、プランニングって言われるのであれば、

31年ということをおっしゃられましたけれども、その時点で、ここまでやるんで、できてなかったらやめます。これは、やっぱり明快なものを出さない。今の段階で出てこない、ずるずるやるんで、これはきちんと出してください。できなかつたら、やめてください。やめても、何の支障もないです。だから、それが事業計画なんで、それが出せないものを承認するっていうこと自体は、普通、経営者の感覚で言うとおかしいし、プランニングのときに、どこまでいくっていう計画がないのに、チェックなんかできっこないんで、それは明快にしてください。

答（総合政策 主幹） 今回、国に地方創生交付金事業として申請をしている中で、当然、K P Iということで、31年度末までに目指すべき指標というものはつくっております。L P W Aネットワークを活用して提供されるサービス個数だとか、事業所数、あとこれをもとにした若者の転入者数の増加といったものもK P Iとして立てております。その指標のところ、この事業を一度、振り返りをしてみたいと思っておりますので、そこらへんはしっかりとやっていきたいと思っております。

問（8） 明快に、数字で示してください。指標は、取っていません。雇用をふやすだとか、若者をふやす、構いません。これはこうなるっていう現状に対して、これが31年にはこうなりますというのを教えてください。でないと、わかりません。

委員長 答弁願います。

答（総合政策） I C Tを活用した新規事業の創出ということで13社予定してございます。あと、I C Tを活用したサービス提供数、これが25個。あと20代から30代の転入者数、160人というふうでK P Iとして設けてございます。

問（8） 別の質問に移ります。同じく、2款1項14目、電算管理費、これ、いくつか50ページのところにもあるし、54ページ、社会福祉推進事業、介護保険システム、いろいろシステムの改良というか、改善というか、出ているんですけども、これ、目的って何なんですか。なんで補正で出てくるのか、よくわからない。

答（総合政策） まず、51ページの2款1項14目、ソフトウェア開発修

正委託料の内容でございます。今回、障害者福祉システム、児童福祉システム、国民健康保険システム、介護保険システムにおきまして、マイナンバーの関係で、国から、標準レイアウトが変更されまして、システムを改修するための委託料として計上させていただいております。

その下の総合窓口・総合住民情報システム業務委託料（追加カスタマイズ分）につきましては、今回、法人市民税の納付書等に記載されております事業所番号、これをシステム標準である10桁で印字をしておりました。ところが、歳入システム、これを委託している業者のほうで8桁しか読まないというふうで桁ずれが発生したことから、事業所番号の出力桁数を8桁に変更させていただくためのシステム修正委託料でございます。

問（8） よくわからないんですけど、これ、本体部分に何か目的があって直して、枝葉のところ、関連しているところをその本体部分を直すときに、見落としとして出てきているっていうふうにはしか聞こえないんですけども、そういう理解でいいですか。

答（総合政策） ソフトウェア開発修正委託料につきましては、国のほうで、標準レイアウトが変わってきたというところでございますので、国のほうは見落とししたというところなのかもしれませんが、いずれにしても、今後、システムを構築する上で、使い勝手がいいようにシステム修正が発生してまいります。そういったところを、歳入のほうでも計上させていただいておりますけれども、国のお金をいただきながら、こういったところは修正をさせていただいているところでございます。

あと、総合窓口・総合住民情報システム業務委託料の追加カスタマイズ分の部分ですが、こちらについては、システムの標準パッケージシステムで、標準の10桁を採用したところ、歳入システムのところで、8桁しか対応していなかったのが、当初の想定ではできなかったところですが、本来、もう少し前で修正のカスタマイズをかけるべきであったところが、歳入システムが8桁しか対応できないということが、あとで判明しましたので、今回、修正の委託料を計上させていただいたものでございます。

問（8） 要は、ここで言いたいのはね、本体を直すときに、通常でい

うとね、関連するところ、要は目的があってデータベースされました。そのデータベース使っているところ、全部直さんといかんのですよ。そういう調査が漏れているっていうこと自体が、要は、単体でここしか、部分しか見ていない、そういう仕事の仕方をしているっていうふうにしるか聞こえないんですよ。

要は、全体として、目的があって変える、これはわかりますよ。そのときの費用が、ここの変える部分だけ見ていて、関連するところ見ていないから、追加で補正出しましたと。で、これ、投資に見合った効果が出るかどうかわかんないということなんですよ。仕事の仕方として。

だから、全体で見ろということとは、一般質問でもやっていますけれども、そういうことしてくれないと、ばらばらばらばら起こった事象で対応してくると、こちらもわからないし、やり始めたら止められない。本体の、例えば住民票の住民基本台帳のマスターのデータベース、これ直して、そことインターフェイスとっているところが合ってなかったら、これ、相手が動かないんですよ。これ直すことによって何かメリットがあってやっているんで。

だから、そういう仕方仕事やり方でやってくれないと、何かもぐらたたきの話聞いているみたいで、やっていいか悪いかっていう判断、どうやってやられているんですか。ものすごく不思議に聞こえてしょうがない。仕事の進め方、やり方、も今ちょっと考えていただきたいんですけども。

答（総合政策） システムに関しましては、いろいろなやり方がありません。一から全てこちらの要求どおりに、こういったシステムを開発してくれ、そういったシステム開発もございます。

今回、こういった税だとか住民システム、そういったものはパッケージといいまして、基本ベースを購入しまして、その中から高浜市に向けたカスタマイズ、仕様に変えていくという方向でございます。当然、委員が言われるように自分たちが開発して、そういった自分たちの使いやすいように開発すれば、そういった投資に見合う効果みたいなところは100%出るかと思えますけれども、あくまで買うシステムはパッケージシ

システムでございまして、高浜仕様に必ずしも合っていない。そうした中で、限られた財源でカスタマイズをかけさせていただいている、そういったところで御理解いただきたいと思います。

問（８） パッケージだからできないんじゃないかって、パッケージの仕様を確認してないから、そういうことが起こる。わかります。パッケージの問題じゃないですよ。

こちらが、買うほうが、そうやって選んでいるんだから、それを相手の言いなりで買うからこんな問題が起こるんで、自分たちがどこで何をやりたいというのがはっきりすれば、こんな問題は絶対起こらない。だから、物の見方、考え方、これ変えないと、ずっと続きますよ。毎回、質問します。そういう仕事のやられ方されると、こちらはわからない。

だから全体で、さっき言っているように、投資に見合うだけの効果が出ているかどうかというのは、最初のところしかわからない。あとのところは、影響を受けて変えているだけじゃないですか。変えないと動けなくなっちゃうじゃないですか。だから、そのときに、原因のところまで全てを押さえてくれるような仕事のやり方。これ、人間だからミスは出ますよ。だけど、パッケージだからしょうがないという感覚でやられたんだと、毎回出しますっていうふうにしか聞こえないんで。

答（副市長） 私も過去、役所の電算担当という時期がございました。今、委員の御指摘はおっしゃるとおりでございます。ただ、過去の役所は電算の職員が直接システムに触ることができて、対症療法的に、その市の職員の中でやっていた時期がやはりございました。そういう時期があったということで、職員の中で、その最初の時点でどこまで考えられるかといったところが、非常に弱い部分があるとは、私も思っておりますので、今後、今いろいろ経験をしてきておりますので、そういうことがないように進めてまいりたいと思います。

委員長 ほかに。

問（12） 同じく51ページの働き方改革セミナー等開催支援業務委託料。これ委託料が40万円とってありますが、これ補正予算ですので3月までの間ということだと思うんですが、それで金額も大きいですし、どのよ

うな内容を考えてみえるのかお示してください。それから、ちょっと上になります、市民活動運営事業で町内会の集会所等建設費補助金が79万4,000円、これはどのような費用なのか教えてください。

59ページの人事管理事業。保育園管理運営事業のほうで、補助金68万6,000円出ています。民間保育所の産休・病休代替職員設置費補助金。これ、翼幼保育園の先生のことだとお聞きしましたが、翼幼保育園は民間園だと思っんですが、そういう点でも出さなきゃいけないのか、その点をお示してください。

答（総合政策 主幹） 御質問いただきました1点目、働き方改革セミナー等開催支援業務委託料、こちらにつきましては、特に人工知能を行政サービスにどのように活用ができるのか、ICTを活用した行政サービスのあり方について、主に職員を対象に実施をしていきたいと考えております。

人工知能を行政サービスに活用していくには、どの分野、どの業務に活用するのが、最も効果的なものというのを各グループの意見を踏まえて、考えていかないといけないと考えておりますので、そういった意味でのキックオフとなるような研修会というようなかたちで予定しております。

続きまして2問目、町内会集会所等建設費補助金。こちらにつきましては、二池町の町内会館の2階の多目的ホールのエアコンが故障をしてしまいまして、その取り換え工事を行うために、高浜市集会所避難所及び防災倉庫建設費補助金交付要綱に従いまして、修繕に要する経費の2分の1を補助金として支払うということを予定しております。

エアコンにつきましては、平成18年から使用をしてきているもので、建物と一体となっているタイプとなっています。要綱に建物と一体または付随する設備は、建築または改造に含むと規定されているものから、補助の対象としていくということにしております。

答（こども育成） 58、59ページの民間保育所産休・病休代替職員設置費補助金でございますけれども、先ほどおっしゃられたとおり翼幼保育園の産休代替職員に対する補助ということで、これは歳入のほうも45ペー

ジをごらんいただきますと、県支出金・県補助金のところに歳入を計上させていただきまして、補助をいただいて、制度として、民間さんの代替職員に対してもしっかりとやっていただくために補助を実施するものでございますので、よろしく願いいたします。

問（12） 先ほどの51ページ、地方創生推進交付金事業の関係で、委託料に移りますが、働き方改革の関係ですが、人工知能のあり方についてをやっていくというお話ですが、金額がちょっと、このあと3カ月の間にしては大きいかと思いますが、どのようなセミナーで、その40万円もかかるのかどうか、ちょっとそのあたりもお示してください。

答（総合政策 主幹） 今回この委託料の積算の内容につきましては、主に人工知能、今回ソフトバンクと包括連携協定を結んでおりますので、人工知能、特に曖昧な言語表現に特化して、非常に性能が優れているとして、ソフトバンクのワトソンというようなところを視野に入れておりますので、そういったような仕組みから、こういったようなことができるというようなところで、お話ができるような講師の方をお願いをするというところがありますので、そういったところに要する経費という形で40万円の経費を上げさせていただいております。

委員長 ほかに。

問（8） 68ページ、10款3項1目、学校管理費、中学校維持管理事業で、公共下水道の使用料とか上がっているんですけども、これって何か、よくあるじゃないですか、プールで水の出しっぱなしにしちゃったとか、このタイミングで補正が出てくる理由というのを知りたいんですけども。

答（学校経営） 中学校維持管理事業の光熱水費の増額をさせていただく、主な要因を説明させていただきます。

理由としましては、上半期に南中学校におきまして、消火栓系統の水道管が破損、漏水しておりました。その漏水箇所の特定に、4月ぐらいに連絡いただいたんですが、何度も学校に行って、我々も搜索するとともに、学校の先生にも見回っていただいて、何か疑問が感じられるところは教えてくださいということには言っていたんですが、特定に時間を要

してしまったということも、一つ大きな理由として考えられます。

それから、今、御指摘もありましたが、高浜中学校におきましても、昨年度に比べてプールの水道使用がふえております。この主な理由としては、昨年度、5月中の高浜中学校の水泳部の活動は、自校のプールを使用した活動をしていなかったんですが、今年度は5月の練習から自校のプールを使って活動しているということ。そして夏場の7月、8月のプールの水道使用料も、昨年度よりかなり伸びております。以上が、水道使用量がふえてしまった主な要因であると考えております。

委員長 ほかに。

問（12） 61ページの医療対策推進費の関係で、地域医療振興事業ですが、公有財産購入費で1億306万4,000円計上されていますが、これ総括質疑でも出ましたが、今後、この図面で言いますと、左側にある民有地も買っていく見通しなのかどうか、そこをお示してください。

答（保健福祉） 今回、購入をする土地の西側の土地でございますけれども、今、地主さんと協議をしておるところでございます。地主さんからは、現在と同様の借地という形態であれば、今後も御協力をさせていただくというように伺っております。

問（12） 土地を買うことはわかりますが、分院の移転用地として確保するためということになっていきますので、賛成できないんですが、ここを借地ということで、今後、病院の用地としてやっていくという点では、問題はないんでしょうか。

答（保健福祉） 今回、購入をする土地につきましては、相手方の医療法人豊田会から、この場所は上屋、建物が建設をされる予定であるということで伺っておりますので、借地ではなく購入という形で進めてまいりました。

問（12） この土地にも、上屋が建つために借地ではないほうがいいというお話なんですけど、でも、持ち主は借地契約ならやっつけられるというお話だと、ちょっとそこんとこをどういうふうにしていくのか。

答（保健福祉） 今回、購入をさせていただく土地は、上屋が建つ予定であると伺っておりますが、その西側の土地、今後も賃貸借ならば協力

をしていただけるといふ土地につきましては、上物が建つ予定はございません。

問（８） １点確認をさせてほしいんですけれども、今回これ、市が直接土地を購入ですよね。よくわからないのは、土地開発公社があるじゃないですか。土地開発公社を絡める場合と直接やる場合、これ、どういう使い分けをされているんですか。

委員長 答弁願います。

答（保健福祉） 今回の土地購入につきましては、明らかに刈谷豊田総合病院高浜分院の移転用地ということで、目的が明確でございましたので、一般会計の４款、衛生費のほうで購入をさせていただいております。

問（８） 土地開発公社も明快、明確だと思っているんですけれども。例えば、今、田戸で道路拡幅を行っていますよね。あれは、土地開発公社が買っているじゃないですか。拡幅をするという目的は明快ですよね。だから、これ、違いつてどういう使い分けをされているのかわからないんですけれども。

答（副市長） 今回の病院も、公社を使おうと思えば使えるんだろうと思っております。私ども５年後に賃借料をいただくということを考えていましたので、私としては５年後に公社から買い戻してということもよかろうというふうには思っておったんですが、そのときの一般会計の状況というのもございまして、買えるもんなら買っておこうかといったところでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第69号の質疑を打ち切ります。

（７）議案第72号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3

回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第72号の質疑を打ち切ります。  
ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時 8 分

委員長 休憩前に引き続き。会議を開きます。

(8) 議案第75号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第75号の質疑を打ち切ります。

(9) 議案第76号 高浜市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第76号の質疑を打ち切ります。

(10) 議案第77号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について  
委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第77号の質疑を打ち切ります。

(11) 議案第78号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第7回）  
委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第78号の質疑を打ち切ります。

(12) 議案第79号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予  
算（第4回）  
委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第79号の質疑を打ち切ります。

(13) 議案第80号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算  
（第3回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第80号の質疑を打ち切ります。

(14) 議案第81号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第4回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第81号の質疑を打ち切ります。

(15) 議案第82号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第82号の質疑を打ち切ります。

(16) 議案第83号 平成29年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第83号の質疑を打ち切ります。

(17) 陳情第12号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

委員長 意見を求めます。

意(7) この陳情の中に、生活保護について、②に「ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。」というふうにあるんですけど、社会福祉法第16条の保護世帯の240世帯以下でケースワーカーが3名とするという規定に対して、高浜市の場合は、平成28年度末の状況では、この世帯数よりも少ない数であるというふうに聞いており、一応、生活指導等を行うには十分な体制を維持されているというふうに考えております。

また、子育て支援についても、④で学習支援の取り組みについては、すでに市が実施主体となって、生活困窮世帯に属する中学生だとか高校生を対象にした「ステップ」、ひとり親家庭の小学4年生から6年生の子供を対象にした「あすたか」を実施しておりますし、こども食堂の支援についても、地域から食材の提供があったり、協力団体に食材の支援等についてもありますし、財政的にもたかはま子ども食堂推進協議会が設置するこども食堂支援基金より奨励金が支給されておるので、高浜市において、このような課題にすでに取り組んでおることでもありますので、この陳情には反対をさせていただきます。

意(8) 私もこの陳情には反対をさせていただきます。陳情書の最後のところに、「介護保険への国庫負担を増やして」とありますけども、これからだんだんだんだん団塊の世代の方たちが、介護保険を受給する立場に入ってきます。これ、ふやしていくということは、ほかのサービスをどっか見直していかないと、全体のバランスの中で見直して、ここを減らしてここをふやせというのはわかりますけれども、ここをふやすということは、どこかを削っていかざるを得ない。誰かに負担を求めないといけない。そういう議論を飛ばして、ここだけやれ、あれだけやれ

という話には賛成しかねますので、そういう意味で反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意（12） 私は、この陳情第12号に賛成をさせていただきます。賛成の理由としては、この「安心できる介護保障について」ということで、介護保険や利用料、それから基盤整備とかいろいろ載っていますが、これ全て理解できると。それから生活保護についても、理解できると。子育て支援については、今回も一般質問で問題にさせていただきました就学援助制度、これが高浜の場合は、31年度ですか。まだまだ入学準備金の支給が、準備金ならぬ入学してからになっています。そういう点でも、改善していただきたいと思っていますので。

それと後ろのほうで意見書が、「障害児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書」というのが付いていますが、本当にこのとおりで、この面からも賛成できますので、私どもは理解できますので、賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第12号についての意見を終了いたします。

（18） 陳情第14号 刈谷豊田総合病院高浜分院の移転新築に関する覚書の破棄および協定書の締結をしない事を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（11） 陳情第14号 刈谷豊田総合病院高浜分院の移転新築に関する覚書の破棄および協定書の締結をしない事を求める陳情につきまして、反対の立場で意見を述べさせていただきます。「投票率が50%未満という事で開票もされず市民の声も公表されないまま」とありますが、投票

率が50%に満たないということが市民の声であると、現在のルールでは、そういうふうには考えられています。

また、この陳情項目にあります、「刈谷豊田総合病院高浜分院の移転新築に関する覚書の破棄および協定書の締結をしないでください。」ですが、高浜市立病院の民営化以降、高浜市と医療法人豊田会は、お互いに協力をして、病院機能を守り、継続してきました。この度の刈谷豊田総合病院高浜分院の移転にあたりましても、一般病床の導入、訪問看護ステーションの機能強化、在宅復帰に向けたリハビリテーション機能の充実など、今後見込まれる高齢化を見据え、診療体制が充実するとお聞きしています。

また、住み慣れた地域で安心して、暮らし続けることを目指す地域包括ケアシステムの構築にあたりましても、高浜分院は欠くことのできない大切な医療資源であると言えます。

今回、陳情のありました覚書の破棄及び協定書を締結しないということは、これまで高浜市が築いてきた豊田会との協力体制を根底から覆すこととなります。つまり、高浜市からの豊田会の撤退を意味しており、ベッドを持った病院が市内から消えることとなります。

高齢化が進む中で、高浜分院の役割がますます重要になってくることは明らかであるため、本陳情には反対をいたします。

委員長 ほかに。

意（8） 私もこの陳情には反対をさせていただきます。病院との覚書がどうのこうのと書いてありますけれども、肝心なところ、高浜市の医療をどうしていくんだというところがなしに、各論の部分で反対賛成というのは、いささかいかげんなものかなと思います。そういう意味で言うと、高浜市の医療をこうしていくんだというものが出てくれば、まだ議論はできますけれども、各論のところの枝葉の話をここに持ち込まれても、私は高浜市の医療を守りたいと思っていますし、そういう議論はさせていただきますたいと思いますけれども、今回の覚書がどうのこうのという話は賛成しかねますので、反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意（12） この陳情第14号について、私は賛成をさせていただきます。今、この「投票率が50%未満という事で開票もされず」ということに、市民のルールだというふうに言われましたが、これについては投票条例を提案した当局側としても、もっと投票に行くよう啓蒙活動を行うべきであったと思っています。

それから、この覚書を破棄すると病院がなくなってしまうのではないかというお話も出ましたが、病院がなくなるかどうかというのは、今現在もあるわけですし、10年以上にわたって今現在の病院を移譲したときに運営していただけたというのが、最初の協定にあるわけですから。それと最初の協定書に、北棟を直した場合に補助するという文言もありました。それが、いつのまにか新築移転に話が変わっていますから、その点から言っても大きく異なっている点だと思うんです。

それから、中央公民館の跡地利用については、市民の意見をきちんと聞いたことがないということがあられるんですね。住民投票のこともそうですが、高浜の自治基本条例から言っても、住民に十分な情報公開がされていないことや、豊田会に市長が理事として参加しているということなんですが、何を発言してみえるのかさえ公開されません。

覚書で豊田会と交わした内容を市民にきちんと公開して、どれだけこれまでも一民間病院ですから、当初はやむを得ないとしても、約8年、9年という長い間、補助金をつぎ込んできたのか、今後もつぎ込もうとしているのか、きちんと公表すべきだと思います。

それから、市民が望んでいるいろんなことをやっていただくと言われましたが、救急医療や夜間診療や市内に安心して出産できる産科がありません。高浜のニーズに合った医療がされる見通しがありませんので、こういう陳情が出されたんだと思っています。この陳情には賛成いたします。以上です。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第14号についての意見を終了いたします。

以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採決》

(1) 議案第64号 高浜市職員定数条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第65号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第66号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第67号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(5) 議案第68号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (6) 議案第69号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第6回）

挙手多数により原案可決

- (7) 議案第72号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）

挙手全員により原案可決

- (8) 議案第75号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (9) 議案第76号 高浜市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (10) 議案第77号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(11) 議案第78号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第7回）

挙手全員により原案可決

(12) 議案第79号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）

挙手全員により原案可決

(13) 議案第80号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）

挙手全員により原案可決

(14) 議案第81号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第4回）

挙手全員により原案可決

(15) 議案第82号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）

挙手全員により原案可決

(16) 議案第83号 平成29年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）

挙手全員により原案可決

(17) 陳情第12号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

挙手少数により不採択

(18) 陳情第14号 刈谷豊田総合病院高浜分院の移転新築に関する覚書の破棄および協定書の締結をしない事を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前11時32分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長